

○法務省告示第百八十七号

商業登記所における実質的支配者情報一覧の保管等に関する規則を次のように定める。

令和三年九月十七日

法務大臣 上川 陽子

商業登記所における実質的支配者情報一覧の保管等に関する規則

(目的)

第一条 この規則は、登記所が、株式会社からの申出により、その実質的支配者に関する情報を記載した書面を保管し、その写しを交付する制度を定めることを目的とする。

(実質的支配者情報一覧の保管等の申出)

第二条 株式会社は、その本店の所在地を管轄する登記所(商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)

第一条の三に規定する登記所であつて、同法第二条の規定に基づき、登記事務委任規則(昭和二十四年法務府令第十三号)の規定により商業登記の事務が他の登記所に委任されたものを除いたものをいう。

以下「商業登記所」という。)の登記官に対し、当該株式会社に係る次に掲げる情報を記載した書面(以下「実質的支配者情報一覧」という。)の保管及び実質的支配者情報一覧の写しの交付の申出をすることができるとができる。

一 申出に係る株式会社(以下「申出会社」という。)の商号、本店の所在場所及び会社法人等番号(商業登記法第七条に規定する会社法人等番号をいう。以下同じ。)

二 過去の一定の日(本条の申出をする日前一月以内のものに限る。)における申出会社の実質的支配者(犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(平成二十年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号。以下「犯収法施行規則」という。)第十一條第二項第一号の自然人(同条第四項の規定により自然人とみなされるものを含む。)に該当する者をいう。以下同じ。)の氏名、住居、国籍等(国籍の属する国又は出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第二条第五号ロに規定する地域をいう。以下同じ。)及び生年月日

三 前号の実質的支配者が同号の日において直接又は間接に有していた申出会社の議決権(当該実質的

支配者が有していた申出会社の議決権（会社法（平成十七年法律第八十六号）第三百八条第一項その他これに準ずる同法以外の法令（外国の法令を含む。）の規定により行使することができないとされる議決権を含み、同法第四百二十三条第一項に規定する役員等（会計監査人を除く。）の選任及び定款の変更に関する議案（これらの議案に相当するものを含む。）の全部につき株主総会（これに相当するものを含む。）において議決権を行使することができない株式（これに相当するものを含む。）に係る議決権を除く。以下同じ。）及び当該実質的支配者の支配法人（犯収法施行規則第十一条第三項第二号に規定する支配法人をいい、同号の規定により当該実質的支配者の支配法人とみなされるものを含む。以下同じ。）が有していた申出会社の議決権をいう。）が申出会社の議決権の総数に占めていた割合及び当該実質的支配者の支配法人が有していた申出会社の議決権がある場合にはその旨

四 第二号の日において前号の実質的支配者の支配法人が有していた申出会社の議決権がある場合には、当該実質的支配者及び当該支配法人（当該支配法人が二以上である場合には各支配法人。以下同

じ。)が有していた申出会社の議決権がそれぞれ申出会社の議決権の総数に占めていた割合並びに当該実質的支配者、当該支配法人及び申出会社の間の支配関係

五 第四条第一項第二号の規定により申出書に添付する書面の名称

六 第四条第二項(第二号括弧書を除く。)に掲げる書面を申出書に添付する場合にあつては、その書面の名称

(申出の方法)

第三条 前条の申出は、次に掲げる事項を内容とする申出書を商業登記所に提供してしなければならない。

一 申出会社の商号、本店の所在場所及び会社法人等番号並びに申出会社の代表者の資格、氏名、住所及び連絡先

二 代理人によつて申出をするときは、当該代理人の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに代理人が法人であるときはその代表者の資格及び氏名

三 交付を求める実質的支配者情報一覧の写しの利用目的

四 交付を求める実質的支配者情報一覧の写しの通数

五 申出の年月日

六 送付の方法により実質的支配者情報一覧の写しの交付を求めるときは、その旨

(実質的支配者情報一覧等の添付)

第四条 前条の申出書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 実質的支配者情報一覧(別紙書式に第二条各号に掲げる情報及び作成の年月日並びに同条第二号の日の実質的支配者情報(同号から同条第四号までに掲げる情報をいう。)である旨を記載し、作成者である申出会社の代表者が記名したものに限る。)

二 申出会社に係る次に掲げる書面のいずれか

イ 第二条の申出をする日における株主名簿の写し

ロ 公証人が発行する申告受理及び認証証明書(設立後最初の事業年度を経過していない場合に限る。)

ハ 第二条の申出をする日の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告書（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。）に添付された法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）第三十四条第二項に規定する別表二の写し（設立後最初の事業年度を経過している場合に限る。）

三 第一号の実質的支配者情報一覧と前号に掲げる書面の内容とが合致していない場合には、その理由を明らかにする書面

2 前条の申出書には、前項に掲げる書面のほか、次に掲げるものを添付することができる。

一 前項第一号の実質的支配者情報一覧に実質的支配者として記載された者の氏名及び住居と同一の氏名及び住居が記載されている市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。以下同じ。）その他の公務員が職務上作成した証明書（当該実質的支配者が原本と相違がない旨を記載した謄本を含む。）

二 第二条第四号の支配関係に係る情報に記載されている支配法人に係る前項第二号に掲げる書面のいずれか（同項第一号の実質的支配者情報一覧と本号により添付する書面の内容とが合致していない場合には、その理由を明らかにする書面を併せて添付する場合に限る。）

（代理権限を証する書面の添付）

第五条 代理人によつて第二条の申出をするには、第三条の申出書にその権限を証する書面を添付しなければならない。

（本人確認書面の添付等）

第六条 第三条の申出書には、申出書（代理人によつて申出をする場合にあつては、当該代理人の権限を証する書面）に申出会社の代表者が商業登記所に提出している印鑑が押印されている場合を除き、申出書に記載されている申出会社の代表者の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市町村長その他の公務員が職務上作成した証明書（当該申出会社の代表者が原本と相違がない旨を記載した謄本を含む。）を添付しなければならない。

(実質的支配者情報一覧の写しの交付)

第七条 登記官は、第二条の申出が同条から前条までの規定に基づき適正にされたものであることを確認し、かつ、第四条第一項第二号及び第三号並びに第二項の規定により添付された書面並びに申出会社の登記簿に記載又は記録されている事項と実質的支配者情報一覧の内容とが整合していることを確認したときは、実質的支配者情報一覧の写しを交付するものとする。

2 登記官は、前項の規定により実質的支配者情報一覧の写しを交付する場合には、申出に係る商業登記所に保管された実質的支配者情報一覧の写しである旨の認証文を付した上で、作成の年月日及び職氏名を記載し、職印を押印するものとする。

(実質的支配者情報一覧の写しの再交付の申出)

第八条 第二条の申出をした株式会社は、その申出に係る商業登記所の登記官に対し実質的支配者情報一覧(当該商業登記所に保管されている最新のものに限る。)の写しの再交付の申出をすることができる。

2 第三条から前条までの規定(第四条を除く。)は、再交付の申出をする場合について準用する。ただ

し、第六条の規定は、前項の申出をした株式会社がその本店の所在場所に宛てて送付する方法により写しの交付を求める場合については、この限りでない。

(実質的支配者情報一覧の写しの送付の方法等)

第九条 実質的支配者情報一覧の写しの交付は、申出会社の申出により、送付の方法によりすることができる。

2 前項の送付に要する費用は、郵便切手又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便の役務に関する料金の支払のために使用することができるが、票であつて法務大臣が指定するものを提出する方法により納付しなければならない。

(帳簿)

第十条 商業登記所には、実質的支配者情報一覧つづり込み帳を備えるものとする。

2 前項の帳簿には、実質的支配者情報一覧並びにその保管及び写しの交付の申出(第八条第一項に規定

する再交付の申出を含む。)に関する書類をつづり込むものとする。

(保存期間)

第十一条 前条第一項の帳簿の保存期間は、作成した年の翌年から七年間とする。

(株式会社の設立の登記の申請と同時にする申出の特則)

第十二条 株式会社の設立の登記の申請と同時に第二条の申出をする場合における同条、第三条及び第七条の規定の適用については、第二条第一号中「、本店の所在場所及び会社法人等番号（商業登記法第七条に規定する会社法人等番号をいう。以下同じ。）」とあるのは「及び本店の所在場所」と、同条第二号中「過去の一定の日（本条の申出をする日前一月以内のものに限る。）」とあるのは「本条の申出をする日」と、第三条第一号中「、本店の所在場所及び会社法人等番号」とあるのは「及び本店の所在場所」と、第七条第二項中「作成の」とあるのは「申出会社の会社法人等番号（商業登記法第七条に規定する会社法人等番号をいう。）、作成の」とする。

(電子情報処理組織による登記の申請と同時にする申出の特則)

第十三条 第二条の申出は、商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第一百一条第一項第一号の

規定による登記の申請と同時にする場合には、第三条の規定にかかわらず、登記所の使用に係る電子計算機と第二条の申出をする者の使用に係る電子計算機であつて法務大臣の定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法によつてすることができる。ただし、当該申出は、法務大臣が定める条件に適合するものでなければならない。

2 前項の規定により第二条の申出をするには、申出会社の代表者又は代理人（以下この条において「出人等」という。）は、法務大臣の定めるところに従い、第三条の規定により申出書の内容とすべき事項に係る情報に商業登記規則第三十三条の四に定める措置を講じたもの（以下この条において「申出書情報」という。）を送信しなければならない。

3 前項の場合において、出人等は、法務大臣の定めるところに従い、第四条から第六条までの規定による書面の添付に代えて、当該書面に代わるべき情報にその作成者が同項に規定する措置を講じたもの（以下この条において「添付書面情報」という。）を送信することができる。

4 申出人等（委任による代理人を除く。）が第二条の申出をする場合において、申出書情報を送信するときは、当該申出人等が第二項に規定する措置を講じたものであることを確認するために必要な事項を証する情報であつて次のいずれかに該当するものを併せて送信しなければならない。

一 商業登記規則第三十三条の八第二項（他の省令において準用する場合を含む。）に規定する電子証明書

二 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五百十三号）第三条第一項の規定により作成された署名用電子証明書

三 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第二百二号）第八条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号）第四条第一号に規定する電子証明書をいう。）その他の電子証明書であつて、氏名、住所、出生の年月日その他の事項により当該措置を講じた者を確認することができるものとして法務大臣の定めるもの

5 委任による代理人によって第二条の申出をする場合において、申出書情報を送信するときは、当該代理人が第二項に規定する措置を講じたものであることを確認するために必要な事項を証する情報であつて次のいずれかに該当するものを併せて送信しなければならない。

一 前項各号に掲げる電子証明書

二 当該措置を講じた者を確認することができる電子証明書であつて、前号に掲げるものに準ずるものとして法務大臣の定めるもの

6 申出人等が添付書面情報を送信するときは、次の各号に掲げる情報の区分に応じ、それぞれ当該情報の作成者が第二項に規定する措置を講じたものであることを確認するために必要な事項を証する情報であつて当該各号に定めるものを併せて送信しなければならない。

一 委任による代理人の権限を証する情報 第四項各号に掲げる電子証明書

二 前号に規定する情報以外の情報 前項各号に掲げる電子証明書、官庁が作成した電子証明書であつて登記官が当該措置を講じた者を確認することができるものとして法務大臣の定めるもの

7 第六条の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 申出人等（委任による代理人を除く。）が申出書情報を送信したとき。

二 委任による代理人が添付書面情報（委任による代理人の権限を証する情報に限る。）を送信したとき。

8 第一項の規定により申出をする場合における第七条の規定の適用については、同条第一項中「前条まで」とあるのは「前条まで及び第十三条」と、「添付された書面」とあるのは「添付された書面並びに第十三条第三項の規定により送信されたこれらの書面に代わるべき情報」とする。

9 第一項の規定により申出があったときは、実質的支配者情報一覧つづり込み帳に、申出書情報及び添付書面情報の内容を表示した書面をもつづり込まなければならない。

附 則

この告示は、令和四年一月三十一日から施行する。

附 則（令和七年三月二十一日法務省告示第六十六号）

この告示は、令和七年三月二十一日から施行する。